

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年10月18日から令和7年2月18日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年10月18日

山口県知事 村岡嗣政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米3095の4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前4時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

4 届出年月日

令和6年10月10日

5 変更年月日

令和6年10月11日